

Am.

陳情 1 第28号



宛先: 藤沢市議会議長殿 様

件名: 当市の議会提案/請願/陳情書提出手続きのICT活用に関する陳情

陳情項目:

申請・請求書の提出手続きにICT活用をも認める事を求める。

陳情理由:

利用者/市民と事務手続き者/事務局 双方の利便性向上を図る目的で
関連法に基づきICT/eMail/ファイル等の「手法」活用を求める次第である。

背景説明:

当事案に関しては 既に議会事務局議事課責任者と打ち合わせを行ない
ICT関連法の仔細説明及び立法府である議員職務と議会運営支援を旨
とする議会事務局職務との差異について 関連法律を基に説明して来た。

「押印」に関しても 事務局との対話にて 以下の事を説明し同意を得ている。
「印影」は あくまでも「点の集合体」であり 人間の視覚上で「印/模様/パター
ン」として認識可能なものであり ファイル/デジタル形式であっても 表示
画面 又は 紙印刷であっても「印」として認識出来れば良い。

「実印」であっても デジタル情報(1/0の集まり)として 一般回線網を通して
送受信する仕組みになっている事を考えると 上述の如く 議会陳情書の
「押印」については 一切「問題」はないと「判断」すべきである。

また 当陳情に関しては職務として「議会規則改正」を事務局から直接議会
規則の改正を議会/議長に提言/提案・提起すべきである事を伝えている。

事務局からは 直接議長に「話をする」との意向を聞いている。

結果として 市民からの当陳情は 上記背景を十分踏まえた上で 提出する
ものである。

事務局からも 同様の話が 議長に伝わっている事を前提として 当陳情を
行う次第である。



Am.
20
R2/2020/2/19
藤沢市石川696-1
宮崎碩文
HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

